

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-8)

政策名及び施策名	政策名「原子力防災」 施策名「原子力災害対策の推進」					担当部局・作成責任者名	内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 参事官(総括担当)木野 修宏 原子力被災者生活支援チーム 参事官 三牧純一郎				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・原発立地道府県等が行う原子力防災対策に必要な経費について、当該自治体からの申請に基づき財政支援するとともに、国や地方自治体等の要員等への災害対応能力向上のための研修・訓練プログラム等の実施。 ・福島第一原子力発電所の事故を受け設定された帰還困難区域の境界において、住民の方の放射線防護の観点から、バリケードを設置するとともに入退域の管理を行う。また、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」とした政府方針に基づき、住民の方の帰還に関する意向の調査を行う。 					事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和11年度(最終年度評価)				
施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護 ・帰還意向のある住民の帰還及び帰還困難区域の全面解除 										
施策目標の設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画(令和5年5月)、原子力災害対策指針(令和4年7月) ・ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定) ・「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方(令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定) 										
中目標1	原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施										
測定指標1-1 【主要な測定指標】	・原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の避難計画策定件数 (※福島県内を除く)					測定指標の選定理由	原子力防災体制を整備することを通じ、各立地市町村等が適切な避難計画を策定できるよう適切な支援を行うため。				
	目標値(目標年度)	122件 (令和10年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の数 (※福島県内を除く)	
	基準値(基準年度)	113件 (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	各市町村の地域防災計画の策定状況	
測定指標1-2 【主要な測定指標】	・地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「緊急時対応」の確認、了承済み地域数					測定指標の選定理由	原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施に向けた計画および対応のため。				
	目標値(目標年度)	11件 (令和6年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	各地域の諸事情を勘案した地域原子力防災協議会における緊急時対応の取り件数	
	基準値(基準年度)	9件 (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	緊急時対応のとりまとめ状況	
参考指標1	申請に基づき交付決定した道府県の数					参考指標の選定理由	各自治体の地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進するため。				
	参考値(参考年度)	24件 (令和5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付状況	

中目標2		国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化								
測定指標2	・原子力総合防災訓練の実施状況(原子力災害対策要員(研修受講者に限る)の原子力総合防災訓練等参加率)							測定指標の選定理由	原子力防災研修受講者の原子力総合防災訓練への参加率を求めることによって、定量的に研修と訓練両方のツールによる原子力防災対応能力向上の対策の有効性を確認することができるため。	
	目標値(目標年度)	80%以上 (令和10年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	原子力災害対策要員(研修受講者に限る)※から当該訓練の参加対象とならない者(20%程度)を除外し、目標値を概ね80%以上と設定している。 (※原子力災害対策要員は、実用発電炉のみならず、再処理施設、加工施設、試験研究炉等その他施設の要員も含まれている。)
	基準値(基準年度)	79% (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	原子力総合防災訓練参加実績、原子力施設等防災対策等委託費(原子力災害対応人材育成等)事業報告書、原子力施設等防災対策等委託費(原子力防災基礎研修の実施等)事業総括報告書
参考指標2	講話、中核人材・実務人材研修等受講者							参考指標の選定理由	原子力災害時に必要となる基礎知識や能力の習得により、対応要員を体系的に育成できているか把握できるため。	
	参考値(参考年度)	2004人 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	原子力施設等防災対策等委託費(原子力災害対応人材育成等)事業報告書、原子力施設等防災対策等委託費(原子力防災基礎研修の実施等)事業総括報告書

中目標3		帰還困難区域における避難指示の受入れ及び同区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保											
測定指標3	物理的防護措置の実施による住民の避難の徹底やスクリーニング、個人線量管理の徹底等による住民の安全な立入りの実施					測定指標の選定理由	放射線防護の観点から物理的防護措置を実施しているところ、帰還困難区域内において安全な入域が確保されているかを、立入者数等の定量的な指標を設定して判断することは困難であるため。						
						R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(水準・年度)の設定の根拠	「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部) 3Ⅱ(2)③	
	目標(目標年度)	帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保(令和10年度)	施策の進捗状況(目標)	帰還困難区域の入域を希望する住民等について安全な入域の確保									
基準(水準・年度)	帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域が確保されている(令和5年度)	年度ごとの実績値									測定指標の実績値の把握方法	入域中のトラブル発生時に的確に対応し速やかな退域を行うことを定性指標とする。なお、退域の手続時に意見聴取を行い、改善につなげる。	
参考指標3	・コールセンターでの適切な住民対応の実施					参考指標の選定理由	コールセンターでの適切な住民対応を実施しているかどうか把握するため。						
	参考値(参考年度)	コールセンターの応答率100%(令和5年度)	年度ごとの実績値								参考指標の実績値の把握方法	コールセンターにおける総着信に対する応答率を集計する。	

中目標4		特定帰還居住区域における避難指示の解除					
測定指標4		把握した住民の帰還意向に基づく、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の進捗					
		測定指標の選定理由					
		2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を進める必要がある。 なお、避難指示解除に向けては、住民の帰還意向の把握の他、特定帰還居住区域復興再生計画の認定や、計画に基づく除染、インフラ整備といった取組を進めるため、それらの進捗状況を測定指標とした。					
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
目標 (目標年度)	帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施(令和10年度)	施策の進捗状況 (目標)	帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施				
		目標(水準・年度)の設定の根拠					
		<ul style="list-style-type: none"> ・「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」(令和3年8月31日原子力災害対策本部) ・「福島復興再生基本方針(改訂)」(令和5年7月28日) ・「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)」 					
基準 (水準・年度)	各自治体の特定帰還居住区域復興再生計画(各年度)	年度ごとの実績値	帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた除染・インフラの整備等の進捗				
		測定指標の実績値の把握方法					
		帰還意向調査や、特定帰還居住区域復興再生計画の認定、各自治体における除染やインフラの整備など、避難指示解除に向けた取組の進捗状況を踏まえて記載する。					

	施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
1	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 (昭和55年度)	中目標1 0067	10000	-	-	-	-	原子力発電施設等の立地道府県等が行う以下の事業に要する経費を交付する。 ①緊急時連絡網整備事業: 国、道府県及び市町村を結ぶ専用の緊急時通信回線等の整備、維持管理 ②防災活動資機材等整備事業: 防護服、放射線測定器及び安定ヨウ素剤等の防災資機材の整備、維持管理 ③緊急時対策調査・普及等事業: 緊急時における住民の安全の確保に関する調査、防災業務関係者の知識習得等のための講習会の開催、防災訓練の実施等 ④緊急事態応急対策等拠点施設整備事業: 原子力災害対策特別措置法第12条に規定する緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の実施内容は、
2	原子力防災研修等事業(平成29年度)	中目標2 0069	420	-	-	-	-	①原子力災害時に対応する国や地方自治体等で中核となる要員等について、災害対応能力向上のための研修・訓練プログラムを実施することにより、原子力災害対応要員を体系的に育成する。 ②原子力防災に係る国内外の最新動向の調査、放射線防護対策に係る調査研究等を実施する。また、これら調査研究の成果等を施策に取り込むとともに、国内外に発信することで、原子力防災体制の一層の強化を図る。 ③福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害が長期化した際の対応にあたる「原子力被災者生活支援チーム」の要員を対象とした訓練内容の検討や運営補助マニュアルの整備等を行う。
3	帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等事業(平成25年度)	中目標3 0017	3790	-	-	-	-	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、その開閉等維持管理を実施する。また帰還困難区域に入域を希望する住民、復旧作業員、消防官・警察官等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行うとともに、入域管理に関する調査研究を実施する。
4	特定復興再生拠点区域外における帰還意向確認に関する調査事業(令和5年度)	中目標4 0018	390	-	-	-	-	特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向けて、意向確認支援や基礎情報の整備などを実施する。
		施策の予算額 (執行額)	14600	-	-	-	-	

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 防災基本計画	令和6年6月28日中央防災 会議決定	第12編 原子力災害対策編
2 ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	平成23年12月26日	3. 警戒区域及び避難指示区域の見直し II. 避難指示区域の見直しについて (2)新たな避難指示区域に関する基本的考え方と今後の課題に対する対応方針 ③ 帰還困難区域 (立入規制など区域の運用) (i) 同区域の汚染レベルは非常に高いことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求めることを検討する。 その場合でも、例外的に、可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施することを検討する。一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。
3 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方(令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定)	令和3年8月31日	2. 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針 以下の基本的方針に基づき、拠点区域外の避難指示解除及び復興に向けて、地元と十分に議論しつつ、国は、施策の具体化を行う。そして、国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく。 1. 国及び地元自治体は、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。なお、営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める